

内閣参質二〇四第七六号

令和三年六月十一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生太郎

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員浜田聡君提出G。T。ウエディング等の提案に関する質問に対し、  
別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田聡君提出G。T。ウエディング等の提案に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、地域における少子化対策を推進することを目的として、地方公共団体が行う結婚支援等の取組を支援することで、結婚を希望する者への支援を行っているところである。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、結婚式場及びこれに関連する産業は売上げが急減するなど大きな影響を受けているため、政府としては、これまでに、持続化給付金、一時支援金、株式会社日本政策金融公庫等による実質無利子・無担保融資等の支援を講じてきたほか、新型コロナウイルス感染症が拡大する中においても、結婚式場等が感染防止対策等を講ずることにより、結婚をしようとする者が結婚式や披露宴を実施することができる環境を整備するため、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、サービス等生産性向上IT導入支援事業、中小企業等事業再構築促進事業等の支援を講じてきたところである。その上で、本年のいわゆる「骨太の方針」については、今後、経済財政諮問会議における議論を踏まえて検討していくこととしており、現時点において、その具体的な内容についてお答えすることは困難である。

二及び三について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、結婚式場及びこれに関連する産業は売上げが急減するなど大きな影響を受けているため、政府としては、これまでに、一について述べたとおりの支援を講じてきたところである。お尋ねの「G o T o ウェディングキャンペーン」は、「一定額以上の挙式または披露宴を実施する婚姻者に対して給付金を支給するとともに、挙式又は披露宴を受注し施行する婚礼事業者にも支援金を支給する」ものとのことだが、結婚式や披露宴が延期又は中止されている主たる要因は、結婚をしようとする多くの者が結婚式や披露宴での感染拡大を懸念してそれらの実施を自粛していることによるものと承知しており、結婚をしようとする者や結婚式場に対する経済的な支援による需要喚起策の効果は限定的であると考えられる。政府としては、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による結婚式場及びこれに関連する産業への影響について注視していく。